

## 第 21 期第 20 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 10 月 26 日（水） 午後 1 時 57 分から午後 3 時 13 分

場 所 波止場会館 1 階「多目的ホール」

### 議 題

#### 1 協議事項

(1) 内水面漁業権切替えに係る漁場計画（素案）及び増殖指針（素案）について  
（第 3 回） (資料 1)

(2) 神奈川県水産審議会委員の委嘱について (資料 2)

(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 5 年度中央省庁提案項目案等について  
(資料 3、資料 4)

(4) 令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会におけるブロック内  
照会・協議希望議題について (資料 5)

#### 4 その他

(1) 令和 5 年 1 月の委員会開催日程について

(2) その他

[配布資料]

「令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の中止について」

海生研ニュース No. 156

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 田島 GL、井塚 GL、相澤副技幹、中川技師

## 議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況ですが、本日は、委員 10 名中 9 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議長よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第 20 回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、協議事項が 4 件とその他となっております。

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

本多委員、東委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、協議事項(1)の「内水面漁業権切替えに係る漁場計画(素案)及び増殖指針(素案)について(第3回)」ですが、こちらの資料説明に入る前に、前回委員会において質問が出された内容について、水産課から最初に説明があるということですので、よろしく願いいたします。

水) 中川技師

前回の委員会でいただいた御質問 2 点が宿題になっておりましたので、ここで御説明させていただきます。

まず 1 点目ですが、平成 17 年に環境省と農林水産省から出された告示によって、オオクチバスが共同漁業権の対象となっている場合の特例として、この特定外来生物法における湖を飼養等施設とみなしまして、飼養等することができるというふうにされているのですが、その条件の中に飼養等施設からオオクチバスが逃げ出した場合の回収体制の整備、これは芦ノ湖の場合はどうなっているのかという御質問をいただいております。

これについて、改めて水産課の方で確認しましたところ、告示が出された平成 17 年当時に芦ノ湖の流出河川である早川の漁業権者である早川河川漁協さんと、もう一つの流出河川である深良川水系の漁業権者である狩野川漁協さん、それぞれに対して、万が一、オオクチバスが流出した際には芦ノ湖漁協さんと協力してオオクチバスを採捕して回収しますという内

容の協定書が結ばれてございました。

これは、それぞれ平成 17 年 9 月 26 日付けと 10 月 11 日付けで締結されてございます。これをもって回収体制を整備しているという状況でございました。

もう 1 点の御質問ですが、近年で狩野川水系においてオオクチバスの被害があるのかどうか、また被害状況はどうかという御質問がございました。

こちらについても芦之湖漁協さんの方で定期的に狩野川漁協さんとは、お話をする機会があるということですので、その中で少なくともこれまで狩野川漁協さんの方からオオクチバスの被害が出ていますよといったお話というような事は一切ないと伺っております。

また、一つ目の御質問の回答にもあった協定書に基づいて、実際にオオクチバスを回収した事例というものは、存在していないということですので、実態としてこの狩野川においては、オオクチバスの被害というのはないというふうに水産課としても考えております。

前回の御質問についての回答は以上になります。

議長

ただいま水産課から前回の質問に対しての説明がありましたが、何か御質問、御意見がございますか。

津谷委員

御説明いただきありがとうございます。

回収体制とその協定書で良いということの確認は、環境省の方で取れるということで、それだけでいいということでしょうか。

水) 中川技師

当時の環境省、農林水産省に対して、免許を受けた後、30 日以内にこの整備体制を報告することとなっております、ちょっと裏までは取れてないのですが、恐らくこの協定書を基に認めてもらったということで間違いはないのかなと考えております。

津谷委員

分かりました。

水) 中川技師

国にまだ確認はしておりませんが。

津谷委員

前回ちょっとお聞きした内容になりますが、ブラックバスを漁業権対象にしている他県の状況について、どうなさるのかということで、もうお聞きしたかと思うのですが、今回、それについては調べがついているのですか。

水) 中川技師

前回から特に進捗はありませんが、引き続き山梨県の方もオオクチバスについては、免許する方向で動いているというふうには聞いております。

津谷委員

特に今回に当たって、山梨県の方では、何か特別な規制を新たに設ける

とか、そういう動きはないのでしょうか。

水) 中川技師

現時点では、山梨県の担当者とやり取りはしているのですが、特段そのような話は受けておりません。

議長

それでは改めまして、協議事項(1)の「内水面漁業権切替えに係る漁場計画(素案)と増殖指針(素案)について(第3回)」を議題といたします。

まず、増殖指針の素案について審議し、次に漁場計画の素案について審議したいと思いますので、引き続き水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師

【資料1に基づき説明】

議長

今、増殖指針の素案について説明がありましたが、何か御質問、御意見がございますか。

安藤委員

わかさぎ漁業ですが、対象は神奈川県では芦ノ湖だけだと思いますが、御存知のように現実には発眼卵では今はもう全く放流していないので、それについて、このままの表記でいいのかどうか。

現実にはふ化仔魚放流、又は種苗放流だと思うのですが。その表現について、発眼卵放流、又は種苗放流にした方が分かりやすいのかなと思うのですが。

水) 中川技師

安藤委員のおっしゃるとおり、確かに芦之湖漁協さんは今、ふ化仔魚放流でやられています。ですので、ここでの考え方としては発眼卵放流の中にふ化仔魚放流も含めているというふうに読み取っていくということで、今回、このようにしたのですが、確かに分かりづらいというのは、もっともな御指摘ですので、ちょっとここは修正する方向で検討させていただければと思います。

議長

括弧に含むとして、若しくは、又は、みたいな表現にしておけば、どうですか。

安藤委員

いざとなれば、発眼卵でも放流できるかたちにはしておいた方がいいと思います。

議長

ふ化仔魚放流を含むと。

水) 中川技師

ふ化仔魚放流というかたちで整理させていただいて、ただし、発眼卵放流でも可という書きぶりにするか、そうすると、増殖目標の書き方も自ずと変わってくるかなと思いますので、例えば、今までは産卵後、何億粒ということで放流していただいていたのですが、それがふ化仔魚放流になると尾数で表現するのか、と言った問題もあると思いますので、そこは次回までに整理をさせていただければと思います。

議長

次回までの宿題ということで、他に何かございますか。



議長

篠本委員

見直しというのは可能になりますし、免許の申請の際に漁場管理委員会には各漁業権の遊漁規則について諮問をさせていただきます。

他に何かございますか。

酒匂川漁協ですが、先ほど問題点等で何項目かありましたが、この内容については間違いありません。

しかし、組合独自の問題として、ここ数年ですね、毎年50人ぐらいずつ組合員が脱退するという非常に大きな問題があります。

これは少し切り口が違うのですが、組合員の勧誘の仕方、それからまた何人であったら一番理想だよということはなかろうかと思いますが、原資として、組合員一人当たり出資金というのを4万5,000円いただいて、それを運用資金としています。脱退者が50人でしたら毎年原資が二百六十万円目減りします。一人当たり4万5,000円を返すと、賦課金の7,000円も入らず。そういうこともありまして、新規組合員勧誘のために定款の変更等でエリアを広げています。

組合員の勧誘に当たっては、准組合員制度というものも取れると定款の中にあるのですが、例えば、全国に広げて、その手を挙げられた組合員になりたいという人の人となりを誰が担保するのかという点で、いわゆる資格審査の担保がとれず、なかなか踏み切れないという実情があります。

県内でも他の組合では数百人と、いわゆる准組合員さんがいらっしゃる組合もあって羨ましい限りですが、そういったところで少し二の足を踏んでいるのが実情です。

組合員脱退という大きな問題としてあります。脱退者の数が多く、右肩下がりの角度が変わりませんので、あと10年したら500人減ってしまいます。ということは今、900何人ですので、半分以下です。すごい速さで進んでいます。非常に大きな問題だと思っています。

結論的に脱退者総数に対し、新規に入っていただく数がとても追いつかない、辞めていく人の1割ぐらいが新規加入者数です。

議長

何かコメントありますか。

思うのですが、今回の漁業権切替えとはちょっと別ですが、ずっと何十年前からですね、組合員の減少とか、赤字体質とか言われています。

内水面の漁業秩序を維持するのに果たして今の形でいいのかという状況ですね。県ベースでも国ベースでも、ちょっと真面目に考えないとそのうちみんな組合を辞めたいと言ったら、後どうするのですかと。

言ってしまうと、県が困るわけですよ。その辺をもっと公的な管理に

徐々に移していくとか、思い切って補助金をちゃんと出すとか、何かそういった面を含めて、少し時間をかけて検討するようなことを、何十年も同じ状況ですので、県の中で国に対しても考えていただければと思っています。

萩原委員

相模川ですが、酒匂川の篠本委員がおっしゃられたとおり大体、状況的には同じようなものです。

組合員が減少して、それに替わるいわゆる新組合員が入るかとおっしゃると、そういう状況にはございません。

それとあと、河川が台風によって本当に傷んでいるのですね。ですから護岸工事をやることによって、河床が全く変わってしまいます。そうすると3年間ぐらいアカが付きません。そのためアユがそこで餌を食まないのですね。

全然年券も売れない、日券も売れないという状況が、昨年及び今年もそうですが、2年続いております。ですから、各漁協さん、6漁協ございまして、各漁協さん非常に厳しい状況だと思います。

このように内水面漁業自体が非常にもう落ち込んできていますので、その辺をやはり何とかどこかで考えていかないと、内水面漁業というのは衰退しますよね。

水) 山本課長

今、内水面漁業の組合員の減少、それからもう一方で、遊漁者の減少ということでこれも大きな問題となっています。

内水面の組合の運営、言ってみれば河川の管理ですね、資源管理がなかなか行き届かなくなってしまうという課題はですね、我々の方にも寄せられていまして、そのことは我々も真摯に受けとめて、今年度その内水面の方の神奈川県内水面漁連さん、それから内水面漁業振興会さんとともに内水面振興に係る今後の対策について、これを検討していくということで会議体を作らせていただきました。現在、検討を始めたところでございます。

実際に遊漁者も減っている。しかもアユですかね、アユからお客様も離れてしまっているとかということもあり、例えば、その対策の一つとしては、溪流については、全国的にも安定した人気があるとか、そういったこともあります。ただ、それは遊漁者の話であって今、言われた組合員という話については、先ほど篠本副会長が言われたとおり組合のエリアを考えると、あるいは、そういう組合の仕組みですね、そういったものを検討していかなければいけないだろうということで、行政としても今、業界の

方と一緒に動いて動き始めております。その点を一点御報告させていただきます。

議長

その際できれば、魚釣りだけではなくて、河川で子供たちを安全に遊ばせるにはどうすればいいとか、何かそのようなもう少し広く、河川でのレクリエーションというか、健全なスポーツの在り方とか、何かそのように広げて検討していただけるといいのではないかと思います。

水) 山本課長

そうなりますと、河川管理者である県土整備局ともその辺り情報交換しながら、やはり釣りだけではなくて、その地域の振興という点であれば、県として取り組まなければいけない話になりますので、県土整備局の方にも話のテーブルに着いていただいて、進めていきたいと考えております。

議長

よろしくをお願いします。

篠本委員

正に今、言っていたことは非常に大事だと思います。

小学校では、川に行って遊んではいけないという教育方針が変わっていて、それがお子さんを育てている親御さんの時代からもうそのような認識レベルになってしまっているの、なかなか川に馴染んでいくということが難しい。

酒匂川漁協ではアユの体験放流をしたり、稚アユに触れてもらったり、あと望むことは、小田原地区の釣り人の総数が昨年の6割ぐらいいかないことが判明しました。

原因の一つは、いわゆる漁場環境として、アユなど居付かない、ただの通過点になってしまうような砂原になっている。

少なくともそこで雑魚でも何でもいいけど、何か釣りの楽しみ方を覚えていただくと、何かそれがきっかけになるかなというようなことも考えていますが、具体的な漁場環境改善方法は、現在見えてない。

漁場環境は悪化しているような状況も多くて、急勾配の上流の方はそれなりの環境ができていいのですが、小田原エリアは全く平らになって、土砂が堆積し、川の両サイドより田んぼの方が低く、河床の方が高くなってしまいうような状況で、氾濫しないと、なかなか川を掘ってくれないようなイメージを持ち始めています。もっと養浜に使う砂などを河口まで押し流すような工夫ができると、自ずと漁場環境も改善されると思います。

あれだけ多くの堰があり、ただ土砂をせき止めるような状況をつくって、生き物が全然住めないような環境になってしまっている中で、いろんな仕組みが今、負のサイクルみたいな感じになって非常に苦慮しているところなんです。

水) 山本課長

河川管理者からするとやはり安全第一だとか、あと治水、利水ということが優先されてしまうというところが、やはり経済活動上だとか、歴史上そういうのはあるのですが、やはりそういった何ですかね、県民のレクリエーションの場でもありますし、交流の場でもあるし、また住む地域、人が来てくれるということで地域の賑わいというのですかね、こういうのも維持する上で、やはりそういった人が集まって楽しめる場所ですね、そういったものが必要だろうということで、そういった要望、例えば、現場の組合の方とかが、県の河川管理者に要望を上げていただくとか、そういったことも一つの働きかけになると思いますし、我々も同じ行政の中なので、そういった意見があるということは伝えて、少しでも漁場の環境が良くなって、川に親しめるような、例えば、そういうつくりにしてもらうとか、ということ働きかけて参りたいと思いますので、その際、よろしく御指導をお願いいたします。

篠本委員

そういったことで、最近各地元の各市町の観光協会と単発的でもイベントを打って人を寄せて、これは人を呼んで儲けようとかではなくて、まず川に親しむ何かチャンスをどうやったら広げられるかなということを考えています。

水) 山本課長

そうですね、一般の県民の方とかは、以外とこうやって遊べるのですよという教室の場とかにすると、かなり来ていただけるというか、自分もそのような釣り教室のイベントも試験場時代に企画したことがあるのですが、以外とニーズがあるのだなというのは認識しています。

篠本委員

よろしくをお願いいたします。

萩原委員

相模川や中津川は、これ双方とも農業用の堰、治水堰がたくさんございます。そこには必ずと言っていいほど、魚道が設置されているのですが、その相模川漁連で3年以上前にその堰の改修がどういう状況なのか、全部現況調査をし、改善策を大学の教授とともに検討させていただきました。冊子もできております。

そのような中で、今まで県の議員に相模川で言えば、小沢の頭首工の改修については、是非、やって欲しいということで要望書も上げさせていただいておりましたが、少しいろいろ問題もあるのですが、なかなか実現しない。そのような状況で、天然遡上が上りづらい、非常に心配しています。

県央、県西農地課さんともやはり協力をしていただいて、農業用堰の改修ですね、これを是非、進めていただければと思います。

水) 山本課長  
議長

そういうところがやはり問題があると思います。

貴重な御意見ありがとうございます。

いろいろと広がってしまいましたが、ちょっと議題に戻させていただいてよろしいでしょうか。

安藤委員

1点確認したいのですが、よろしいでしょうか。

漁場計画の素案の中で、内共第3号、4号それぞれ漁業の名称というのが並んでいるのですが、先ほど実態調査書の中ではどの漁業に対してどのくらいの方が実施しているというのが見えないのですが、この中で、例えば、酒匂川のうなぎ漁業について、かなりやってらっしゃる方はいるということなのでしょうか。

篠本委員

そうですね、ウナギで言いますと、特定の人というのでは限られています。幅広く多くの人という意味では少ない方ですね。

安藤委員

と申しますのは、種苗の入手にこれからもかなり苦労されると思うのですね。それで、その割にはその利用者数が少ないのであれば、例えば、うなぎ漁業は削ってしまった方が組合としては楽だとか、もしそうであれば、それはそれでいいのかなと思ったものですから。

篠本委員

その辺のところは、非常に考えています。

というのは、例えば、漁業権魚種をここ数年、それをつくってくれる業者サイド、養殖する業者がどの程度見通せるかで、先ほど少しお話が出たかと思いますが、テナガエビにしても求めるわけですから、その製造元がどのくらい苦労されて、あと何年後には又できるよとか、そういう見通しが立てば、切るとかですね。また、それを漁業権魚種にするというのを不定期にさせていただくと、非常にいいのですが。

ここ10年に一遍、漁業権魚種の選定をした時にパッとそのあと入手が困難になってしまい、ただ入手困難では通りませんよというのを酒匂川の場合、ヘラブナで苦労しました。

魚種を変えて、マブナでも何でも他のフナでもいいのですよというのは了解していますが、ヘラブナ池を修繕してそこに入れるのは、やはりヘラブナでなくてはならないとなると、ウナギもそうですが、その辺でいろいろな問題が出てきます。

漁業権魚種の切替えが中間で5年に一遍、見直しがあるのですよね。そういうところで、気軽にできますよという見通しが立てば、今、言われたように半ば流動的に魚種の選定ができるのは、ありがたいなと思います。

水) 中川技師 おっしゃるとおり、10年に1回の見直しだと、ちょっとということであつたと思うのですが、今回、漁業法が変わって、漁場計画自体は5年おきに見直すことになったということで、例えばですが、ここでウナギについてもフナについても残しておいて、やはりこの5年で改善が難しそうだし、今後の5年も難しそうだという状況であれば、次の5年後の漁場計画では落とすという選択肢もできるのかなと思います。

篠本委員 産卵床造成で放流量の代替ができない魚種の場合は、定常的に目標増殖量を達成するには、金額的には非常に厳しい状況です。

例えば、捻出できる金額で買えるだけ入れる。そういう少し見方を変えてやる手もありますので、ウナギなどはそのようにした例です。

この方法は、目標増殖量には届かないが、組合の事情を汲んでくれると非常にありがたいです。

水) 中川技師 委員のおっしゃるとおりで、もちろん今回、その免許の際に計画増殖量を設定していただくのですが、その後、種苗が一気に値段が上がったとかという状況であれば、この毎年度の目標増殖量を漁場管理委員会でも定めていると思いますので、そこで少し当初の計画よりも引き下げた増殖量というのを毎年、増殖量として出していただいて、ここで承認をもらえればそれが増殖量として、その年は認められるということになりますので、急な種苗の値上がりとかはこういったかたちで対応していただくことになると思いますので、よろしくお願いします。

篠本委員 是非、お願いします。

来年は、アユやヤマメ用の飼料や食塩等々の値上がりがあり、財政的に非常に厳しい状況が予想されます。

本当の意味で健全な組合運営にして頑張れるようにしたいので、是非、いろいろと相談に乗っていただければと思います。

よろしくお願いします。

議長 いろいろ意見が出ましたが、内共第3号の漁場計画の素案について、了承するというところでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 続きまして、内共第4号の漁場計画素案について御質問、御意見がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

ないようですので、内共第4号の漁場計画素案についても了承するというところで、よろしゅうございますか。

委員一同 議長	(了 承) では、そのように決定いたします。 それでは、続きまして協議事項(2)の「神奈川県水産審議会委員の委嘱について」を議題とします。本日机上に配布しております資料2になりますけれども、水産課の方から説明をお願いします。
水) 田島 GL 議長	【資料2に基づき説明】 本件につきまして何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。 ないようですので、引き続き私が務めるということでよろしゅうございますか。
委員一同 議長	(了 承) では、そのように決定させていただきます。 続きまして協議事項(3)の「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度中央省庁提案項目案等について」を議題といたします。 それに対しては、事前配布されております資料3と本日配布された資料4になりますので、御確認願います。 それでは、まず資料4のアンケート調査結果について、事務局から説明をお願いします。
事) 川上代理 議長	【資料3,4に基づき説明】 それでは、資料4の調査結果について、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。 アンケート調査結果について、いかがでしょうか。各漁協からの集計になります。
安藤委員	資料4の2ページの③のキャッチアンドリリースの禁止のところですが、委員会指示でブラックバス、ブルーギルについて漁業権を有する水面を対象にして、とありますが、芦ノ湖の例外規定があると思うのですが、そこまで載せた方がいいのかどうか。
議長	そのように書いてある。
安藤委員	芦ノ湖は、ブラックバス、ブルーギルを除く漁業権漁場だと思いましたが、違いましたか。
議長	そう、書き方ですね。
安藤委員	その方が分かりやすいかなと思います。
議長	そうですね。芦ノ湖を除く漁業権を有する水面にと。
事) 高安主査 議長	そのように指示内容を反映したものに資料の方は修正いたします。 修正するというので、よろしいですか。

他にないようでしたら、東日本ブロック協議会へのアンケート調査結果の提出については了承するというので、よろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、提案項目案についてですが、事務局から特段ここは変更等がないということでいいですか。

事) 川上代理  
議長

はい。

原案のとおり了承で、これは東日本ブロックの関連でしたか、提案項目は東日本ブロックを経由しての話ですよ。

事) 川上代理  
議長

そうです。

では、続いて資料5の説明を一緒にお願いします。

事) 川上代理  
議長

【資料5に基づき説明】

資料5の裏面にありますとおり本委員会として、東日本ブロック協議会へは特段意見なしと該当事項なしということで提出したいと思いますが、よろしゅうございますか。

ないようでしたら、該当事項なしということで東日本ブロック協議会へ提出したいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

では、そのように決めさせていただきます。

それから、東日本ブロック協議会につきましては書面開催ということになっておりますので、事務局提案のとおりこの各議案に対します本県委員会としての表決については、会長と副会長との協議に一任するというのでよろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

ではそのように、書面開催への対応とさせていただきます。

以上ですが、何か皆様方から御発言等ございますか。

よろしいですか。

水産課、事務局から何かございますか。

ないようでしたら、これで本日の委員会を閉会いたします。